

**令和6（2024）年度
北海道大学フロンティア基金クラーク海外留学助成金
追加募集要項（交換留学）**

1. 目的

海外の大学への留学を希望する北海道大学（以下「本学」という。）の学生を支援することにより、学生の海外留学の促進を図るとともに、国際的な貢献に寄与する人材を育成することを目的とする。

2. 応募資格

本学と大学間交流協定又は部局間交流協定等を締結している大学等に留学を希望する学生のうち、交換留学制度を利用して留学する者とする。

3. 募集人数

10名以内

4. 給付額

派遣先の国・地域によって次表による支給額（月額）を基本とし、高等教育推進機構長が定める額を1月ごとに支給する（派遣先に在籍していることを確認した上で支給する。）

地域区分※	支給金額（月額）
指定都市	8万円
甲	
乙	5万円
丙	

※地域区分は、日本学生支援機構海外留学支援制度（協定派遣）の定める「国・地域コード表」（[JASSOのホームページ](#)参照）による。

5. 応募締切

令和6年7月22日（月）17時（厳守）

6. 応募書類

- 1) 北海道大学フロンティア基金クラーク海外留学助成金申請書（様式1）
- 2) 北海道大学フロンティア基金クラーク海外留学助成金推薦書（様式2）^{注)}

※所属学部等の教務担当を通じて、高等教育推進機構に提出する。

注) 指導教員等本学の教員作成によるもの

7. 選考および決定

本学高等教育推進機構における選考を経て、給付の可否及び給付額を決定する。給付決定者については、本人及び所属部局の長に通知する。

8. 報告書の提出

助成金の給付を受けた者は、帰国後1ヶ月以内に、学習の状況（学業成績を含む）及び生

活状況について報告書（様式3）を提出すること。

9. 給付の取消

受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の給付を取り消すものとする。
なお、その際に給付された助成金の一部又は全額について返還を求める場合がある。

- 1) 留学を中止した場合
- 2) 滞在国及び日本の法令並びに留学先大学及び本学の諸規則に反する行為があった場合
- 3) 申請書類に虚偽の記載があった場合
- 4) その他、助成金の給付が適当と認められなくなった場合

10. 問合せ先及び書類提出先

<問合せ先>

北海道大学学務部国際交流課派遣担当

電話：011-706-8054

E-mail: jryugaku@oia.hokudai.ac.jp

<応募書類提出先>

所属学部等の教務担当